

飲酒運転 はもちろん…

車を貸すのも
同乗するの
飲ませるのも



飲酒運転の代償

【酒酔い運転】（アルコールの影響で正常な運転が出来ない状態）

行政処分 35点（免許取消：欠格期間3年）

刑事処罰

- 運転者：5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 車両の提供者：5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 酒類の提供者・車両の同乗者：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金



【酒気帯び運転】

行政処分

- 呼気中アルコール濃度0.15mg/l以上0.25mg/l未満

基礎点数 13点（免許停止90日）

- 呼気中アルコール濃度0.25mg/l以上

基礎点数 25点（免許取消：欠格期間2年）

刑事処罰

- 運転者：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 車両の提供者：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 酒類の提供者・車両の同乗者：2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



この他にも
賠償責任や
社会的制裁
が待っています。

運転する人にお酒を飲ませた人・お酒を飲んだ人に運転させた人
飲酒運転の車に同乗した人も全員処罰されるんだ！

また、飲酒運転で交通事故を起こし、危険運転致死傷罪（自動車運転行為処罰法第2条）が適用された場合、

人を負傷させた場合15年以下の懲役・人を死亡させた場合1年以上の有期懲役で処罰される可能性があるぞ！

Check!



福島県交通対策協議会・福島県警察本部